

第2次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画

～こころの健康づくりの推進～

【令和6年度～令和10年度】

計画の趣旨

本市では、国や県の動向に応じて、自殺対策を全庁的な取組として更に総合的に対策を推進するために、平成30年度に「伊豆市いのち支える自殺対策行動計画」を策定し、本市における自殺の傾向等を整理したうえで、生きることの包括的な支援の実現に向けた施策・事業を展開してきました。

この度、計画期間の終了にあわせて、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会情勢の変化を経て見えてきた新たな課題や、世界的な取組が求められているSDGsの理念等を計画に反映するため、新たに「第2次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画」を策定します。

計画の位置づけ

本市の福祉関連計画、国の自殺総合対策大綱、静岡県の「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（静岡県自殺総合対策行動計画）」等の方向性と整合を図るとともに、地域の実情に沿った内容であるものとします。

目指すべき姿

『誰も自殺に追い込まれることのない、
安心して心豊かに暮らせるまち 伊豆市』

基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

2. 関連施策との有機的な連携を強化して
総合的に取り組む

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の
効果的な連動を図る

4. 実践と啓発を両論として推進する

5. 関係者の役割の明確化と関係者による
連携・協働を推進する

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮
する

基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、行政だけでなく、市民、関係機関、関係団体、企業等との連携・協働のもとに対策を検討し、地域全体のセーフティネットを構築していきます。

また柔軟な支援体制を構築するため、健康づくりや障害者自立支援、生活困窮者支援等、福祉の分野で展開している既存のネットワークと連携を図りながら施策を推進します。

- 関連分野との連動性を高め、より効果的な自殺対策の推進を図ります。
- 民生委員・児童委員や自治会等を含めた見守り活動等の促進を通して、地域で支え合う体制の構築を図ります。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策のネットワークがその機能を十分に発揮するためには、自殺対策を支える優れた人材が必要です。自殺のリスクの高い人の早期発見・早期対応に向け、誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、見守りながら必要な相談窓口や支援機関につなぐことができるよう、ゲートキーパーをはじめとする人材の育成や、市民及び様々な分野の専門家・関係者を対象とした研修の実施・充実等を通して、自殺対策に携わる人材の育成を図ります。

- 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の確保に努めます。
- 自殺対策に従事する職員が一人で悩みや不安を抱え込むことのないよう、職員への心のケアを推進します。

3 住民への啓発と周知

市民との様々な接点を活用して、相談機関等に関する情報や、国や静岡県、本市が実施している公的制度・サービスに関する情報を発信していきます。

また、自殺の問題に対する正しい理解や知識を誰もが持つことができるよう、啓発に努めるとともに、今後はDVや性犯罪・性暴力といったジェンダーに関わる問題や、LGBT等の性的マイノリティの人々に関する周知啓発を通じて人権尊重や相互理解の意識の高揚を図ります。

- 自殺対策基本法第7条第2項で法定化されている、9月10日(世界自殺予防デー)から16日までの自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間に合わせた啓発事業を展開します。
- 本市が展開する相談支援の取組のほか、国がNPOと連携して実施しているLINE相談「生きづらびっと」やその他様々なSNSを活用した「こころのほっとチャット」等、対面形式以外の相談窓口について周知を図ります。

4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組も同時に行うことが重要です。そのため本市では、様々な分野における「生きることの促進要因」の強化につなぎ得る取組を推進していきます。

- アルコール依存症や薬物依存症、統合失調症等のハイリスク者及び周辺の支援者からの相談に応じて必要な情報の提供や、外部のより専門的な相談窓口の紹介等適切な案内を行います。
- 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有、継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組めます。

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺対策基本法定められた「SOSの出し方に関する教育」を推進し、児童・生徒が様々な困難・ストレスに直面した際に助けを求める方法の学習や、いのちの大切さを実感できる教育を実施することで、問題に対処する能力やライフスキルを身につけることができるよう支援します。

- 全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速な対応ができるよう体制の強化に努めます。
- 思春期健康講座「いのちの話」や、助産師と連携した出前講座等の実施を通して、自らのいのちや身体の大切さに気づき、互いを尊重する心を育てます。

重点施策

1 勤務・経営への自殺対策

国や県と比較して、本市の自殺者は有職者の占める割合が大きく、また自営業や家族従事者のリスクが高いことが特徴として挙げられます。また、経済面や生活面での問題が自殺の動機となるケースも少なくありません。このような有職者の方々の自殺リスクを高める「生きることの阻害要因」の一つが、日々の勤務や経営に関する問題であると考えられます。これらの勤務・経営問題による自殺ハイリスク者の発生を予防するため、経営者・労働者に対する相談体制の整備や普及・啓発、メンタルヘルスの取組等を推進します。

- 長時間労働の是正を通じて、過労死・過労自殺の予防と、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けた取組を推進します。
- 健康経営の推進とワーク・ライフ・バランスの向上を図ることで、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクの低減を図ります。

2 高齢者への自殺対策

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まる場合があります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

- 高齢者や介助者に対して、高齢者向けの様々な支援サービスや相談・支援機関があることを周知し、利用促進を図ります。
- 地域活動やイベント等を通じて高齢者の生涯学習や社会参加の促進を図ります。
- 介護予防教室等の機会を活用し、ストレスとの付き合い方、解消方法の発見等、こころの健康に関する情報を発信し、生活習慣の改善から自殺対策を推進します。

3 生活困窮者への自殺対策

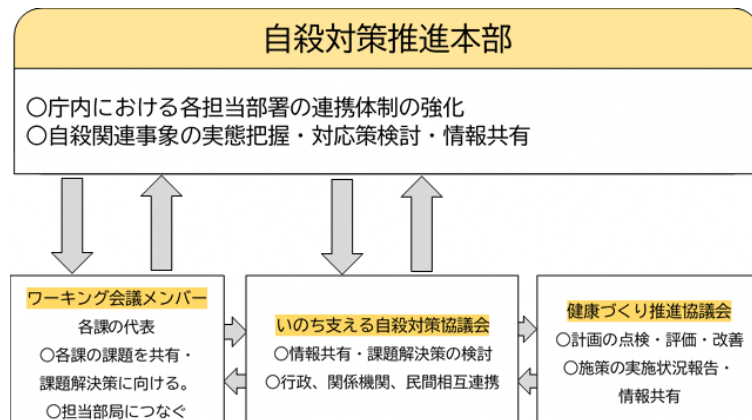
生活困窮に陥る人の多くは、経済的な困窮だけでなく、精神保健上の問題や人間関係、労働問題、介護や孤立等、他にも様々な問題を抱えている傾向があり、このような深刻な問題は個人だけでなく世帯や地域にも影響する「生きることの阻害要因」として、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

- 生活保護、生活困窮者自立支援制度、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度等の、生活支援に関わるサービスの周知と適正な利用の促進等を通して、効果的な支援につなげます。
- 生活困窮等の課題を抱え、制度や支援の対象から漏れている人が、誰にも相談できないまま悩みを抱え込んでしまうことの無いよう、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。

推進体制

本計画は、自殺対策基本法と自殺総合対策大綱に基づく「市町村自殺対策計画」であり、本市の自殺対策に関連する施策・取組について示す行動計画です。

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等の特定の一部ではなく、社会全般に関わりのある事象です。そこで、自殺対策の効果的な推進に向けて、全庁的な連携体制の構築のみならず、役所組織以外の関係機関、民間団体、市民との密接な協力、連携体制の構築に努めます。



取組指標

取組指標	現状値 (令和5年度 実績)	目標値等 (令和10年度まで)
自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度※	11.4%	20.0%
「不満や悩み、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人」が「いる」と回答した人の割合※	73.5%	80.0%
「いのちの電話」の認知度※	22.9%	25.0%
「伊豆市健康づくり推進協議会」の開催	2回	2回
「伊豆市いのち支える推進協議会」の開催	2回	2回
「伊豆市いのち支える自殺対策推進本部」会議の開催	2回	2回
「伊豆市いのち支える推進協議会」ワーキング部会の開催数	1回	2回以上
一般の方を対象としたゲートキーパー養成講座の開催回数	2回	5回
市職員を対象としたゲートキーパー養成講座の開催回数	1回	2回
ゲートキーパー養成人数	87人(R4年度実績)	毎年100人
自殺予防週間・自殺対策強化月間における街頭キャンペーン等の啓発事業の実施	2回	4回
「いのち支えるホームページ」の新規開設と更新	新規開設	毎年更新
思春期健康講座（SOSの出し方講座）の開催校数	7校	7校

注：※印のある項目は令和5年度実施のアンケート調査から引用

第2次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画【概要版】

令和6年3月

発行：伊豆市 / 編集：健康福祉部 健康長寿課 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

電話：0558-72-9861 / FAX：0558-72-1196 URL：<http://www.city.izu.shizuoka.jp/>